

## 資料3:用語集

### 【あ行】

#### a(アール)

面積を表す単位で、 $10m \times 10m = 100 m^2 = 1a$  (参考:  
田畠を表す単位  $1ha=100a=10000 m^2$ )

#### インターネット

インターネット等の技術を用いることで利便性を高め、かつアクセスできる端末を制限する事で安全性を高めた組織内ネットワークのことです。

#### エコファーマー

各都道府県の知事から認定を受けた、堆肥等を使った土づくりや、減農薬などの環境に優しい農業を取り組む事業者のことです。

#### ESCO 事業

省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業です。

ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供します。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態(パフォーマンス契約)をとることにより、自治体の利益の最大化を図ることができるという特徴を持ちます。

#### LED

従来の電球に比べ電力使用量が少なく、寿命が長い照明のことです。白熱電球と比べると電力使用量は約8割削減、寿命は約40倍です。また、蛍光灯と比べると電力使用量は約2割削減、寿命は約7倍です。

#### 援農ボランティア制度

農作物の栽培技術を習得しながら健康づくりをしたい方へ農業従事者の不足を感じている農家でのお手伝いを通じて余暇の充実を図る制度のことです。

#### 温室効果ガス

赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。大気中に存在すると温室効果をもたらすのでこの呼び名がある。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされます。

### 【か行】

#### 外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によつて他の地域から入ってきた生物のことです。生態系や経済に重大な影響を与えることがあります。

#### 合併浄化槽

し尿及び、それと併せて雑排水(生活に伴い発生する汚水(生活排水))を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備です。

#### カーボン・オフセット

人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業(排出権購入)による削減活動によって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称です。

#### 環境フェア

環境フェアは、大人から子どもまで楽しみながら未来の暮らしと地球環境のために自分でできることが発見できるイベントです。

#### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業のことです。

### **環境保全型農業直接支援対策事業**

農林水産省の制度で、化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルから 5 割低減させる取り組みと、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動をセットで行う場合に支援が受けられます。

### **グリーンバンク制度**

不要になった樹苗樹木を市が受け取り、堤樹木センターで公開し必要な方へ引き渡す制度のことです。

### **コア地域**

本計画では、平成 15 年～17 年度にかけて実施した「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において、自然環境上特に重要な地域としてあげた 7 地域を生物多様性の保全、生態系ネットワークの核(コア)となる「コア地域」として優先的に保全していくこととしています。

### **耕作放棄地**

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地のことです(農林業センサスより)。遊休農地と比べると対象範囲が狭くなります。

### **ごみ減量・リサイクル推進店**

容器・包装類を減らすため、市民と販売店と市が相互に協力しながら簡易包装の推進とごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいることを市の制度により認定された店舗のことです。

### **コンポスト**

有機物を微生物の働きで分解させて堆肥にする処理方法、またはその堆肥のこと。有機物としては主に生ごみ、下水や浄化槽の汚泥、家畜の糞尿、農産物廃棄物などが使われます。

### **【さ行】**

#### **サイクルアンドバスライド**

バス停まで自転車で行き、バス停付近の駐輪場に自転車を止め、バスに乗り換えるシステムのことです。

### **里山はっけん隊！**

親子参加型の里山体験学習です。茅ヶ崎市の北部丘陵は、斜面樹林と低湿地から構成される谷戸(やど)があり組む複雑な地形で、多様な動植物の生育・生息の場となっています。未来を担う子どもたちが、こうした貴重な自然に親しみ、自然を守っていくことの大切さを認識する機会の提供として、市では公益財団法人神奈川県公園協会及び市民活動団体「柳谷の自然に学ぶ会」の皆様に御協力をいただき、平成 20 年度より「里山はっけん隊！」事業を実施しています。

### **寒川広域リサイクルセンター**

資源循環型社会の形成を目指し、リサイクルのさらなる推進を図るために、寒川町と共同で建設しました。平成 24 年 4 月 1 日より本稼働を開始し、茅ヶ崎市と寒川町から収集した資源物を選別・圧縮して再生業者に引き渡すまでの中間処理を行っています。

### **指標種**

茅ヶ崎らしい自然に生育・生息する代表的な種として選定した生物。植物、ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、魚類、昆虫類、甲殻類、貝類に分類されます。

### **社会资本整備総合交付金**

国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。

### **循環型農業**

農業に用いられる肥料や農薬、農具などを循環利用するものです。畜産や農業、家庭などで出る廃棄物を肥料に利用したり、農業で出るごみを循環利用したり

する農業。

### 使用済小型家電の収集

携帯電話などの小型家電には鉄や銅などの金属のほか、金や希少金属(レアメタル等)が利用されていますが、使用済の小型家電はごみとして捨てられたり、家庭で眠ったままになっています。市では、大切な資源をリサイクルするため、使用済小型家電の回収を行っています。(「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が平成25年4月1日に施行)

### 湘南エコウェーブ

茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の2市1町が連携して環境活動に取り組むプロジェクトのことです。未来を担う子どもたちに湘南の豊かな環境を伝えようと地球温暖化防止を目的に様々な活動をしています。

### 新エネルギー

「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのことです。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、太陽熱利用等10種類が指定されています。

### 人工草地

この報告書では、ゴルフ場、運動場、公園芝地、花壇等を指します。

### 水害防備保安林

洪水時に氾濫する水の流れを弱め、漂流物による被害を防ぐため農林水産大臣または知事によって指定される森林のことです。

### スクールエコアクション

学校版環境マネジメントシステムのことで、学校において、児童・生徒等が環境に配慮した生活様式を習得できるように、学校自らの環境活動の方針や目標等を設定し、その達成を目指して継続的に活動に取り組んでいくシステムや取り組みのことです。

### 生物多様性

すべての生き物の「個性」と「つながり」であり、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の3つのレベルがあります。生物多様性の恵みにより、人間を含む生き物の「いのち」と「暮らし」が支えられています。

(茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)より)

### 剪定枝

公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくず。結実を均一にしたり樹形を整える他、特に街路樹の場合は落葉の散乱防止や、木の生長・枝の伸展に伴い信号等の見通しを悪化させるのを防ぐためなど、本来の樹木の生長にかかわりない(むしろ抑制する)ための剪定を施されることも多いです。

### 【た行】

#### ちがさきエコスクール

平成25年3月に開設した環境学習支援サイトのことです。全ての学校が情報にアクセスできるよう、市職員が提供する環境プログラムを「出前授業」一覧としてホームページで公表しています。また、出前授業の実施状況を各担当課から環境政策課に報告する仕組みを構築したことにより、環境学習の実施状況をより的確に把握することが可能となっています。

#### ちがさきエコネット

市民・事業者が地球温暖化対策に関する必要な情報を簡単に取り出し、相互に意見交換ができ、多くの市民・事業者の参加を促すことができる地球温暖化対策

に関するポータルサイトのことです。

### **茅ヶ崎おひさまクレジット事業**

家庭に設置した太陽光発電設備により発電し、自家消費した分を太陽光発電の「環境価値(CO<sub>2</sub>排出削減量)」として企業に売却する制度のことです。

### **茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)**

茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムであり、全職員・全庁各所(施設)を対象としたものです。

地球温暖化対策実行計画に係る取り組み及び環境法令遵守に係る取り組みの2つに特化しています。

### **茅ヶ崎市緑のまちづくり基金**

市内に残された自然豊かな緑地を共有財産として保全するために準備している資金のこと。これまでの実績として、平成4~8年度に「松が丘緑地」約3,000 m<sup>2</sup>、平成21年度に「松浪緑地」約960 m<sup>2</sup>、平成24~30年度に「清水谷」及び「赤羽根字十三岡周辺特別緑地保全地区の一部」約6,300 m<sup>2</sup>を取得しています。

### **茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会**

市内事業者により構成され、里山保全事業、視察・見学会、各会員の事業見学会等を通じた緑化推進のための活動を行っています。

### **茅産茅消応援団**

「茅産茅消」とは「地産地消」(地元のものを地元で消費すること)の茅ヶ崎版のことです。茅ヶ崎青果商組合が主体となり、茅ヶ崎市民が“新鮮な”茅ヶ崎産農産物を“いつでも手軽に”消費できることを目指して、地産地消の周知等の取り組みを行っています。

### **特定外来生物**

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は

及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

例)アライグマ・オオキンケイギク・ガビチョウ等。

### **特別緑地保全地区**

緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致または景観が優れている緑地、動植物の生育・生息地となる緑地などの保全を目的として都市計画決定した地区のことで、法的に建築や造成などの一定の開発行為を規制することで、自然環境の保全を図ることができます。

### **トラストみどり財団**

都市近郊の身近なみどりから、水源林など山地のみどりまで、生活環境から水源環境の保全など、神奈川のみどりを守り育てる運動を推進する公益財団法人。

### **【な行】**

#### **生ごみ処理機**

手動式と電動式があり、微生物等により生ごみを堆肥に変えます。生ごみ処理容器より高価ですが、微生物の働きを活性化させるなどの機能が充実しています。

#### **生ごみ処理容器**

生ごみ処理機と同様に土の中にいる微生物等の「発酵・分解」の働きにより生ごみを堆肥に変える手伝いをする容器のことです。

#### **燃料電池自動車(FCV)**

燃料電池自動車は搭載した燃料電池で燃料から発電し電動機を動かして走ります。

水素を燃料として用いる燃料電池自動車については走行時に CO<sub>2</sub>、また CO、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub> などの大気汚染の原因となる有害物質を排出しません。

数分程度の燃料充填で数百 km の走行が可能という点は、充電に時間がかかり走行可能距離も短い電気自動車よりも利便性が高いです。

## 【は行】

### 人・農地プラン

耕作放棄地の増加等の「人と農地の問題」の解消のため、それぞれの地域で中心となる農業者・新規就農者を位置づけ、有料農地の集約、斡旋を図り、農業の保全と有効活用を図る制度のことです。本プランの作成により、青年就農給付金(国の 10/10 補助)の給付が可能となりました。

### ふるさと納税

自分の生まれ故郷や応援したい自治体に対し、寄附(ふるさと納税)をすると、今お住まいになっている自治体に納める住民税や所得税が一定額まで控除される制度です。

### 圃場(ほ場)

作物を栽培する田畠や農圃のことです。田、畑、果樹園、牧草地などの言葉ではそれぞれで育てられている農産物が限定されますが、圃場はあらゆる作物を栽培している場所に使えます。

### 保全配慮地区

都市緑地法第4条の「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」です。

### 保存樹木

茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第16条第1項に基づき、みどり豊かなまちづくりの推進に向けて、樹木の所有者に対し保全費の助成を行うもの。  
保存樹木の指定条件は、次の基準のいずれかに該当する樹木とします。①地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上であること。②高さが 15m 以上であること。③株立した樹木で幹周が 3m 以上であること。④はん登性樹木で枝葉の面積が 30 m<sup>2</sup>以上であること。⑤高さ 10m 以上又は幹の周囲が 1m 以上の樹木から、

10m 以内の距離にある高さ 10m 以上又は幹の周囲が 1m 以上の樹木が 2 本以上ある樹木の集団 3 本以上の樹木の集団であること。

### 保存樹林

茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第16条第1項に基づき、みどり豊かなまちづくりの推進に向けて、樹林の所有者に対し保全費の助成を行うもの。

保存樹林の指定条件は、次の基準のどちらにも該当する樹林地とします。①樹林の面積が 300 m<sup>2</sup>以上であること。②樹木が健全で、集団の樹容が美観上特にすぐれていること。

## 【ま行】

### みどり審議会

都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画及び生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)第 13 条第 1 項の規定に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議します。

### 緑のカーテン

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったものを「緑のカーテン」といいます。自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策です。

### みどりのまちなみ推進補助制度

まちなみのみどりの創出を目的として、自己が居住する土地への次の要件を満たす植樹に対し購入費等の 3 分の 1 を補助するもの。①道路から奥行 6m 以内に植樹したもの。②地面からの高さが 60cm 以上になるよう植樹したもの。③別に定める補助対象となる樹木を植樹したもの。

## 【や行】

### 谷戸

丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

### 遊休農地

①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地か、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(①を除く)のことです(農地法より)。耕作放棄地と比べると遊休農地は対象範囲が広くなっています。

### 遊水機能土地保全事業

遊水機能とは、河川沿いの田畠等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことです。

市内にある遊水機能を有する土地を保全するため、土地所有者に対し補助金を交付しています。土地保全を奨励することで、雨水の貯留浸透を促進し浸水被害の防止または軽減を図るとともに、自然環境の保全にも寄与します。補助金額は 1 m<sup>2</sup>あたり年 50 円。(補助要件あり)

### 養浜

侵食傾向にある海岸線等に人工的に砂を供給して海浜を造成することです。

## 【ら行】

### リターナブルびん

繰り返し使用(リユース)できる瓶の総称。日本における主なリターナブル瓶は、一升瓶やビール瓶、牛乳瓶などがあります。繰り返し利用することで容器の製造にかかる環境負荷を低減できます。

### 緑化重点地区

都市緑地法第 4 条の「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

### レンタサイクル

自転車を有料で貸し出す事業のうち、長期の賃貸借(リース)ではなく、短期の賃貸借(レンタル)を目指す。

